

【件名】No.81

- ①交通指導取り締まりについて
- ②ペットの飼い主のマナーについて

【区分】
手紙

【受付日】
令和8年8月10日

【意見・要望の内容】（要約して記載）
①通学路である亀塚団地前の道路を、特に朝の時間帯にスピードを出して走行する車が多いため、抜き打ちによる交通指導・取り締まりを実施してほしい。
②また、散歩中のペットに電信柱などへ排尿させる飼い主に対し、適切な知識とマナーを身に付けるよう指導してほしい。

【一次対応】
担当課に情報共有し、回答(対応)を依頼(複数回答)

【担当課の回答内容】（全文）
①「交通指導取り締まりについて」【担当:総務部危機管理課】
この度は、交通指導取り締まりについてご意見をいただき誠にありがとうございます。

亀塚団地前の道路につきましては、通学路にも指定されていることから、特に朝の通学時間帯における車両の速度超過や走行マナーについて、子どもたちの安全に対する大変なご不安と強い危機感を持たれていることと存じます。通学路における安全の確保は、本市にとりましても極めて重要な課題であると認識しております。

ご要望いただきました交通指導取り締まりの実施につきましては、警察の所管となることから、市から岩沼警察署へ現地の状況や特に朝の時間帯に速度超過の車両が多く見受けられる旨を伝え、対応を要請いたしました。

岩沼警察署からは、登下校時の児童・生徒の安全確保及び速度超過車両への対策として、今後、亀塚団地周辺において警戒・取締活動を行っていくとのことでございます。

市といたしましても、警察による活動と連携し、ドライバーに対して通学路周辺でのスピードダウンや交通ルール・マナー遵守の啓発活動を進めてまいります。
また、来月から始まる「秋の交通安全運動」をはじめ、様々な機会を捉えて地域全体の交通安全意識の向上を図り、安全な交通環境の確保に努めてまいりますので、引き続き、ご協力をお願いいたします。
本件についてご不明な点がございましたら、岩沼警察署交通課(電話:0223-22-4341)までご相談ください。

②「ペットの飼い主のマナーについて」【担当:市民経済部生活環境課】
この度は、「ペットの飼い主のマナーについて」ご意見をいただきありがとうございます。

犬の散歩中における電信柱などへの尿の放置について、不快な思いをされているとのこと、大変お察しいたします。散歩マナーの欠如は、地域の衛生環境を損なうだけでなく、近隣住民の皆様にとって大きなストレスとなる問題であり、飼い主一人ひとりの高い意識と責任ある行動が不可欠であると認識しております。

市ではこれまで、ホームページにおいて「排便の後始末は飼い主が責任をもって行うこと」や「近隣への配慮」を啓発しているほか、市の広報におきましては「ふんや尿を処理するための用具(水入りペットボトルなど)を携行し、適切に処理をすること」を具体的に明記し、愛犬家のグッドマナーとして周知を図ってまいりました。

しかしながら、依然としてマナーが守られていない現状があること、また飼い主への指導を求めるご要望を踏まえ、市として今後も以下の対策を継続・強化してまいります。
1. 広報・啓発活動の継続と見直し
今後もホームページや広報いわぬまを通じて、散歩時の尿を水で洗い流すなどの具体的な処理マナーについて、繰り返し啓発に努めてまいります。
また、今回のご要望を受け、広報9月号の動物愛護週間の中で、市民の皆様へ飼育マナーの遵守と配慮を促すための情報発信を行います。
2. 注意看板の設置・活用
岩沼市公衆衛生組合連合会において、犬のフン・尿に関する注意看板を作成しております。こちらの看板は、お住まいの町内会長または衛生処理組合長を通じて、または市役所生活環境課の窓口にて直接お配りしております。被害の多い場所に設置することで、飼い主への直接的な注意喚起・マナー指導につながるものと考えておりますので、設置をご検討いただけますと幸いです。

市といたしましても、住民の皆様が快適に暮らせる環境づくりのため、飼い主のマナー向上に向けた啓発活動に引き続き取り組んでまいります。何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【回答の有無】
回答済

【回答日】
令和8年8月27日

【進捗状況】
課題として認識

【担当課】
危機管理課【☎0223-23-0576】
生活環境課【☎0223-23-0584】